

相続税課税のしくみと相続対策



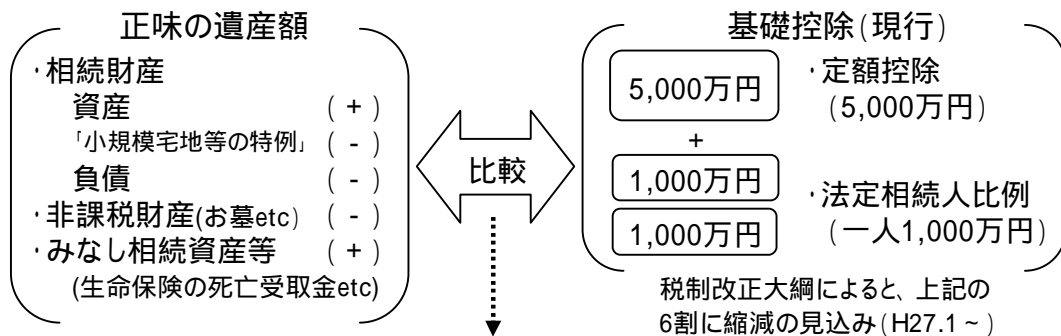
東洋プロパティ株式会社
 鑑定部
 TEL 06-6228-6678
 FAX 06-6228-8540

平成 25 年「税制改正大綱」では、相続税課税の強化の一方、贈与課税の緩和が盛り込まれました。現在、相続税課税の対象は被相続人に対して 4% 程度の割合ですが、この改正が実現すれば、6% ~ 8% になると考えられています。

そこで、本稿では「相続税課税」のしくみ、及びそこから導かれる「相続対策」の概略を説明します。なお、生半可な知識は間違いの元ですので、実際の申告の際は必ず税理士や弁護士等の専門家に相談してください。

1. 課税額の計算方法

STEP 1 : 課税対象となる価額 (課税遺産総額) の算定



「正味遺産額」のうち「基礎控除」を超過した価額が課税対象 (課税遺産総額)

STEP 2 : 課税標準額の算定・税率の適用

法定相続の割合で分配し、
各人の課税標準額を算定

法定相続の割合による各相続人毎の課税標準額に下記税率を適用します。

相続税速算表 (現行)

課税標準額	税率	控除額	計算方法(相続人毎に計算)
0円 超 ~ 1000万円	10%	0円	法定相続割合による課税標準額 × 税率 - 控除額 (例) 課税標準額が6000万の場合 6000万円 × 30% - 700万円 = 1100万円
1000万円 超 ~ 3000万円	15%	50万円	
3000万円 超 ~ 5000万円	20%	200万円	
5000万円 超 ~ 1億円	30%	700万円	
1億円 超 ~ 3億円	40%	1700万円	
3億円 超 ~	50%	4700万円	

税制改正大綱では2~3億円は45%、6億円超は55%の見込み (H27.1 ~)

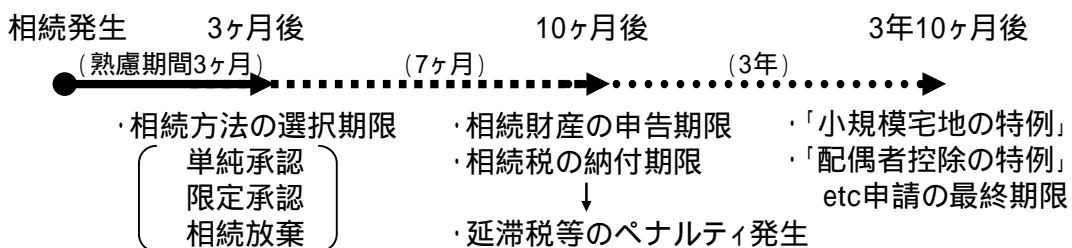
速算表の控除額は2~3億円は2700万円、3~6億円は4200万円、6億円超は7200万円となる。

STEP 3 最終確定

STEP 2 で算定された税額の合計額を実際の遺産分割に応じて分配し、配偶者控除（非課税枠の選択適用。「法定相続分」又は「1 億 6 千万円」）、未成年者控除（20 歳までの 1 年毎に 6 万円の税額直接控除）等を適用します。

なお、STEP 1 で「小規模宅地等の特例」（土地の評価額が最大 80%減になる）を適用している場合、その土地をどの相続人が引き継ぐのかによっても相続財産や税額に有利・不利が生じますので遺産分割の際には留意してください。

2. 相続のスケジュール ～ 各申告期限に遅れると手遅れとなる場合も ～



(1) 相続方法の選択の申告期限（相続発生後 3 ヶ月間）

熟慮期間と呼ばれる期間です。この間に相続方法を決定しなければなりません。何もしなければ「単純承認」となります。したがって、この期間内に遺言書の確認や相続財産の確認を行うこととなります。遺言書は証拠保全のため「公正証書遺言」以外の方式の遺言書は開封せず家庭裁判所で検認して下さい。

なお、相続方法を決定するまでは相続財産を処分（預金の引き出し、資産の売却等）をしてはなりません。その場合、「単純承認」したものと看做され、「限定承認」も「相続放棄」も出来ません。

相続の方法	内容
単純承認	<ul style="list-style-type: none"> 資産も負債もそのまま相続します。 連帯保証責任（債務ではない）も相続の対象となります。 返ってくる見込みの低い貸付金でも相続財産となります。 被相続人が経営する会社の状態によっては実質マイナスの場合も！
限定承認	<ul style="list-style-type: none"> 資産と負債を比べ、資産が多い場合だけ相続します。 但し、税法上、被相続人が相続人に全ての資産を時価で売却したと看做され、譲渡益に所得税が賦課されます。（さらに相続税も賦課されるので選択するケースは少ないようです。）
相続放棄	<ul style="list-style-type: none"> 相続を放棄します。 生命保険の死亡受取金は相続税の課税対象ですが、相続財産ではないので相続放棄しても受け取ることができます。万が一に備えて生命保険（死亡受取金を受け取れるもの）を掛けておくことは有効な手段といえます。

(2) 相続財産の申告期限・相続税の納付期限（相続発生後 10 ヶ月後）

現金納付の原則～ 資産があっても現金不足で苦しむ場合も～

相続税は「現金納付」が原則です。納税資金の確保が重要になります。

「物納」という手段もありますが、現金納付が困難な場合に限られ、換金困難な資産（抵当権が設定されている不動産 etc）は受け取って貰えません。したがって、物納可能かどうかは慎重な判断が必要です。

遺言及び遺産分割協議

法的に有効な遺言書があれば、それに従った遺産分割が原則です（遺留分...法定相続の 1/2 又は 1/3...は侵害不可）が、相続人全員の合意で変更可能です。

法的に有効な遺言書が無く、申告期限（＝納付期限）までに遺産分割協議が整わない場合、一旦、法定相続に従って納付することになりますが、各種特例（「小規模宅地の特例」「配偶者控除」等）を使えません。相続人間で利害対立がある場合、この事を他の相続人への取引材料に使われる場合もあります。

なお、申告期限後 3 年間は、遺産分割協議を成立させれば、特例の申請を受け付けてもらえますが、この期限を過ぎると受け付けてもらえません。

また、相続税は相続人同士の連帯保証債務である事も、留意が必要です。

3 . 相続対策の方針 ～ 円滑な資産承継に向けた準備～

(1)相続の三大要素（右図）

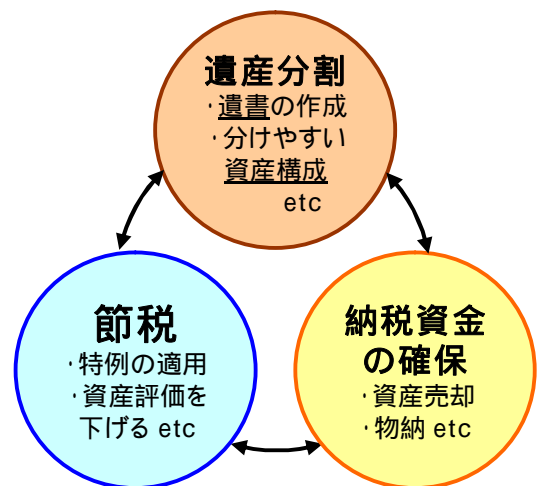
以上のことから、相続対策では、

遺産分割
節税
納税資金の確保

が重要である、と言えるでしょう。

これらは相互に関連していますが、特に「遺産分割」の協議が整わないと各種手続きが制約されるため、十分な配慮が必要です。

「財産目録」や「遺言書」を作成し、「納税計画」を建てることは非常に有効です。



(2)一次相続と二次相続～ 一次相続と二次相続を通した対策を～

両親のうち片方が亡くなった（一次相続）後、それ程間を置かず残された配偶者も亡くなる（二次相続）場合が一般的でしょう。一次相続では片親が健在ですので遠慮しても、二次相続で両親が不在なため争いが起きる場合があります。

また、二次相続では手厚い配偶者控除は利用できません。一次相続である程度子供に資産を移した方が、一次・二次を通して見ると有利な場合もあります。

4 . 相続と不動産 ~ 不動産は相続対策の要 ~

統計上、相続財産における不動産の割合は約半分であり、相続対策においては不動産の扱いは非常に重要です。不動産の相続税評価額の評価は、原則、土地は「相続税路線価」をもとにした価額、建物は「固定資産税評価額」です。

以下に不動産の「節税対策」を例示します。「遺産分割」、「納税資金確保」のためには不要不動産の売却や延納、金融機関からの借り入れ等も視野に入れて下さい。

(1)相続発生前の対策

土地の利用形態を変える ~ 「時価」と「相続税評価」の差に着目する ~

下表に示すように、一般に土地の「相続税評価額」は「時価」より低い場合が多く、現金・預金等の他の資産に比べ優遇されています。土地上に収益用の建物を建築した場合、賃借人のため不動産を自ら使用できない事から借家権が考慮され、さらに土地の評価を下げられます。

また、現金を収益性の高い不動産に変える（購入する）ことも有効です。

相続税評価額の標準的水準(土地、時価 = 公示地価水準と仮定)

土地利用状況	時価	相続税 路線価	路線価に付された借地権割合		
			40%	60%	80%
更地・自用地	100	80	80	80	80
貸家建付地(賃貸ビル敷地等)	-	-	70.4	65.6	60.8

相続人への所得移転 ~ 相続財産の肥大を防ぎ、納税資金を確保する ~

収益の上がる不動産を相続人に売却・贈与する、あるいは不動産管理会社を設立し、給与の形で所得を移転する等の手法が考えられます。

小規模宅地等の特例の活用

相続税評価額を最大 8 割も減少させるこの制度は適用できる面積に制限があります。より節税効果が高い地価の高い土地への買い替え等も有効です。

(2)相続発生後の対策

「広大地評価の特例」を活用できる場合、又は「山林」や「傾斜地」、「著しい不整形地」等、実勢の取引価格が相続税評価額より低いと見込まれる場合、鑑定評価により評価額を下げることが考えられます。

但し、申告が正しいかを最終的に判断するのは税務署ですので、評価には高い説得力が必要であり、また、費用と効果を兼ね合い考える必要があります。

おわりに

当社では、経験豊富な税理士事務所の紹介、財産目録の作成、納税計画や土地活用、資産評価についての助言等も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

以上